

浜松市文化財保存活用地域計画(案) に対するご意見ありがとうございました

市民の皆さんからの提出意見と
その意見に対する市の考え方の公表



令和2年12月から令和3年1月にかけて実施しました浜松市文化財保存活用地域計画(案)に対する意見募集(パブリック・コメントの実施)に貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。

意見募集を行った結果、市民等30人から137件のご意見が寄せられましたので、それらのご意見とご意見に対する市の考え方を公表いたします。

ご意見につきましては、項目ごとに整理し、適宜要約し掲載しております。

また、お寄せいただきましたご意見を考慮して、「浜松市文化財保存活用地域計画」を策定し、令和3年夏からの実施を予定しています。今後とも、浜松市文化財保存活用地域計画に対するご理解とご協力をお願いいたします。

なお、この内容は、市ホームページ (<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>) にも掲載しております。

令和3年3月

浜松市市民部文化財課

〒430-8652 浜松市中区元城町103-2

TEL 053-457-2466

FAX 050-3730-1391

Eメールアドレス

bunkazai@city.hamamatsu.shizuoka.jp

募集結果

【実施時期】	令和2年12月17日から令和3年1月20日まで		
【意見提出者数】	30人		
【提出方法】	持参(1) 郵便(0) 電子メール(9) FAX(1) 説明会等(19)		
【意見数内訳】	137件 (提案40件、要望68件、質問29件)		
【案に対する反映度】	案の修正	32件	今後の参考 25件
	盛り込み済	51件	その他 29件

目次

本編

序章 本計画の沿革

- 1 計画作成の背景と目的(意見数1件) 3ページ
- 2 計画期間(意見数0件)
- 3 本計画で触れる文化財の類型について(意見数1件) 3ページ

第1章 浜松市の概要

- 1 自然的・地理的環境(意見数9件) 3ページ
- 2 社会的状況(意見数2件) 6ページ
- 3 歴史的背景(意見数27件) 6ページ

第2章 浜松市の文化財の概要と特徴

- 1 浜松市の文化財の概要(意見数9件) 12ページ
- 2 浜松市の文化財の特徴(意見数5件) 14ページ

第3章 浜松市の歴史文化の特徴

- 1 日本列島を二分する地質(意見数1件) 15ページ
- 2 東西文化圏の交錯地(意見数0件)
- 3 浜名湖と天竜川が織りなすサト、ヤマ、マチ(意見数0件)
- 4 東海道と姫街道がもたらす往来のにぎわい(意見数0件)
- 5 秋葉街道を通じた交流と信仰(意見数0件)
- 6 ものづくりに関わる新進の気風(意見数0件)

- 7 基層的信仰と多様な民俗芸能（意見数0件）
- 8 地域の成り立ちを伝える遺跡群（意見数0件）
- 9 徳川家康と武田信玄が対峙した攻防の舞台（意見数0件）
- 10 連なる古刹と寺宝（意見数0件）
- 11 豊富な名勝庭園（意見数0件）
- 12 都市「浜松」の成り立ちとゆくえ（意見数0件）

第4章 文化財の保存活用に関する方針

- 1 文化財の把握状況（意見数2件）…………… 15 ページ
- 2 文化財の保存活用に関する現状と課題（意見数10件）…… 16 ページ
- 3 地域計画の位置付け（意見数0件）
- 4 文化財の保存活用に関する方針（意見数2件）…………… 18 ページ

第5章 文化財の保存活用に関する取組と事業

- 1 文化財の保存活用に関する取組と事業の考え方（意見数0件）
- 2 文化財の保存活用に関する取組（意見数38件）…………… 19 ページ
- 3 恒常的に行う事業（意見数0件）

第6章 文化財の総合的な保存活用

- 1 関連文化財群と文化財保存活用区域の設定（意見数0件）
- 2 関連文化財群（意見数13件）…………… 26 ページ
- 3 文化財保存活用区域（意見数6件）…………… 29 ページ
- 4 重点的に行う事業（意見数2件）…………… 30 ページ

第7章 文化財の保存活用に関する推進体制

- 1 本市の推進体制（意見数0件）
- 2 計画の進捗管理と評価（意見数0件）

第8章 本計画の作成過程

- 1 庁内検討会（意見数0件）
- 2 策定検討会（意見数0件）
- 3 浜松市文化財保護審議会（意見数0件）
- 4 区協議会（意見数0件）

資料編（意見数0件）

その他（意見数9件）…………… 31 ページ

序章 本計画の沿革（2件）

1 計画作成の背景と目的（1件）

質 問 1	デジタルアーカイブの整備充実と情報公開についての項目がないのはなぜでしょうか、この項目は別立てで章を立て、予算措置も充実させるべきだと考えます。
----------------------	--

【市の考え方】 その他

本計画の目次は、文化庁が示す標準的な項目立てを踏襲しています。デジタルアーカイブの整備充実と情報公開については、計画案 97 ページ<情報発信>、計画案 98 ページ<文化財関係図書>などの項目において触れています。なお、関連する事業計画として、計画案 167 ページに「指定文化財等デジタルアーカイブ事業」を取り上げています。

3 本計画で触れる文化財の類型について（1件）

要 望 1	本計画の沿革に一覧表の提示を求めます。本編にも資料編「指定等文化財等一覧」にも、例言にある「指定・登録・認定文化財」の区分等での集計一覧表が見当たりません。
----------------------	--

【市の考え方】 盛り込み済

指定等文化財の集計一覧表は、計画案 47 ページに示しています。種別ごとや、区ごとの集計も示していますので、参考にしてください。

第1章 浜松市の概要（38件）

1 自然的・地理的環境（9件）

要 望 2	生態系に関して、佐鳴湖についての記述をお願いいたします。佐鳴湖は、全国汚濁湖沼ワーストワンの汚名に6年連続泣きましたが、近年は佐鳴湖地域協議会を立ち上げ、浄化対策に努めており、生態系を重視した施策転換を求める機運が芽生えています。
----------------------	---

【市の考え方】 今後の参考

佐鳴湖の生態系については、市指定名勝そのものに関わる事象であることに加え、蜷塚遺跡など近隣に所在する文化財の保存と活用とも密接に関わる重要な問題だと認識しています。計画案 141 ページ<蜷塚遺跡・博物館>の項目において、「蜷塚公園の整備にあたっては、近隣の佐鳴湖との関連性に留意する」としており、今後の蜷塚遺跡の再整備事業の中で、佐鳴湖の生態系について扱ってまいります。

提 案 1	市域の動植物の紹介の中で、貝類の項目が必要ではないか。蜷塚遺跡に象徴されるヤマトシジミをはじめ、浜名湖のアサリ、牡蠣など、貝類の宝庫でもある。また、平成期にかけて佐鳴湖ではヤマトシジミは絶滅したが、その再生に向けた取組みがなされている旨の記載が望ましい。
----------------------	---

【市の考え方】案の修正

寄せられたご意見により、魚類の下に貝類の項目を追加します。

(修正後(記載追加) 貝類 浜名湖にはアサリやカキなど食用に適した貝類がみられる。また、蜷塚遺跡(国史跡)の貝塚からうかがえるように、縄文時代の佐鳴湖で豊富に採集されたヤマトシジミは、水質の変化から昭和期にみられなくなった。)

要 望 3	市域の両生類に関して、日本の再生医療の進展に大いに貢献をした「アフリカツメガエル」(佐鳴湖で養殖された世界の標準実験動物)の記載をお願いしたい。
----------------------	--

【市の考え方】その他

アフリカツメガエルについては、現代史・医療発展史に関する事象と認識します。今後、個別文化財の保存・活用に関わる機会があれば、その中で触れてまいります。

要 望 4	市域の鳥類に関して、平成期に佐鳴湖に戻ってきたウグイスの記載をお願いしたい。
----------------------	--

【市の考え方】今後の参考

佐鳴湖をめぐる生態系については、蜷塚遺跡など近隣に所在する文化財の保存と活用と密接に関わる重要な問題だと認識しています。計画案 141 ページ<蜷塚遺跡・博物館>の項目において、「蜷塚公園の整備にあたっては、近隣の佐鳴湖との関連性に留意する」としており、今後の蜷塚遺跡の再整備事業の中で、佐鳴湖の生態系について扱ってまいります。

要 望 5	生態系(哺乳類、両生類、爬虫類、植物)について。クリハラリスとヌートリア、ウシガエルを特定外来生物と明記していただきたい。
----------------------	---

【市の考え方】案の修正

計画案 10 ページの記載について、「特定外来生物」であることを明記いたします。

(修正前 クリハラリス(通称タイワンリス)は市街地、アライグマは北区三ヶ日町や引佐町、ヌートリアは浜名湖・・・)

(修正後 特定外来生物ではクリハラリスが市街地、アライグマが北区三ヶ日町や引佐町、ヌートリアが浜名湖・・・)

(修正前 外来種のウシガエルなど)

(修正後 特定外来生物のウシガエルなど)

【参考】特定外来生物

生態系、人の身体・生命、農林水産業への被害を及ぼすおそれのある生物として、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」で飼養、栽培、保

管又は運搬などが禁止されているもの。

要望 6	生態系（哺乳類、両生類、爬虫類、植物）について。カメは、クサガメを外来種、ミシシッピアカミミガメを緊急対策外来種と明記し、スッポンも加えていただきたい。
-----------------	--

【市の考え方】案の修正

計画案 11 ページの記載において、クサガメを外来種と明記します。スッポンは盛り込み済です。

（修正前 止水域にはクサガメがみられる。）

（修正後 止水域には外来種のクサガメがみられる。）

要望 7	生態系（哺乳類、両生類、爬虫類、植物）について。カエルはアフリカツメガエルを追加、コイを外来種と明記、ウナギはニホンウナギに修正し、チチブ（汽水と下流）はヌマチチブ（より淡水の中流）としたほうがよい。
-----------------	--

【市の考え方】案の修正

計画案 11 ページの記載において、チチブはヌマチチブ、ウナギはニホンウナギと明記します。

（修正前 下流では、コイ、ギンブナ、シマヨシノボリ、チチブ、スミウキゴリ、ウキゴリ、ウツセミカジカ、カマキリ（アユカケ）、河口ではボラやスズキ、マハゼなどが生息している。汽水湖である浜名湖では、ウナギ等・・・

（修正後 下流では、コイ、ギンブナ、シマヨシノボリ、ヌマチチブ、スミウキゴリ、ウキゴリ、ウツセミカジカ、カマキリ（アユカケ）、河口ではボラやスズキ、マハゼなどが生息している。汽水湖である浜名湖では、ニホンウナギ等・・・）

要望 8	生態系（哺乳類、両生類、爬虫類、植物）について。特定外来生物のアレチウリ、オオフサモ、オオキンケイギクの拡大が問題であることを明記していただきたい。
-----------------	--

【市の考え方】案の修正

計画案 10 ページの記載について、オオフサモ、オオキンケイギクの記載を追記します。

（修正後（記載追加） その他、オオフサモやオオキンケイギクなどの特定外来生物も生育しており、オオフサモは佐鳴湖、オオキンケイギクは幹線道路の道路脇等で確認されている。）

要望 9	市域の景観に関して、「遠州灘の防潮堤や砂浜からの景観」についてのご所見を追加記載してください。
-----------------	---

【市の考え方】盛り込み済

遠州灘海岸の景観については、計画案 12 ページの中に「中田島砂丘に代表される海浜景観」として触れています。

2 社会的状況（2件）

要望 10	市域の水産業に関して、ウナギの養殖は衰退の一途にあることを明示し、アサリやカキの養殖不良についての対応も併せて謳うべきと考えます。
------------------	---

【市の考え方】案の修正

計画案中の産業に関わる記載内容は、文化財の保存・活用に係る項目に特化しています。ご意見のうち、ウナギの養殖とその推移については、文章を追加記載しません。

（修正後（記載追加） ウナギやスッポンの養殖は明治期に始まり、当地の名産品として知られるようになった。昭和戦後期には浜名湖南部に養鰻池が広がる独特の景観が形成されていたが、近年は出荷量の減少とともに休業地も増加する傾向がある。）

提案 2	本市の観光について。浜松は観光資源の宝庫ですが、資源単品としての洗練度が低く、土産物や物産品の観光消費金額が低いといわれます。また、公共機関によるアクセスや駐車場整備に遅れ、周遊ルートを含む滞在時間が短いことなどの観光戦略に対する調査分析や対策が求められています。今後の対策に期待を込めて、そうした動向も併せて明記すべきと考えます。
-----------------	--

【市の考え方】今後の参考

観光振興施策に係る分析や措置については、観光担当部局が担う問題と捉えています。今後、個別文化財の保存活用計画を作成する中で、観光分野とも連携を深め、問題の認識を深めてまいります。なお、観光振興施策に関する問題については、計画案 98 ページ〈観光施策との関係〉の項目において触れています。

3 歴史的背景（27件）

要望 11	旧石器時代について、ナウマンゾウの発掘がいかに考古学の発展に貢献したかの記述が弱いと思います。また、浜北人についても郷土愛や地元誇りの感じられない記述の仕方を残念に思います。
------------------	---

【市の考え方】その他

ナウマンゾウをはじめ更新世に生息した動物等及び浜北人（旧石器時代人骨）については、本市の先史時代を考える上で重要な要素であると認識しています。これらの事柄については、事実関係を中心に記述していますが、浜北人については「本州最古の旧石器時代人骨」として特記しています。

要望 12	世界と日本のナウマンゾウマップのご提供をお願いいたします。また、この頃の妥当な推計地図の記載もお願いをいたします。
要望 13	蜆塚遺跡に関する全国交易マップの充実を求めます。

要望 14	浜松 10 万年の歴史の中で地形も大きく変動していると推察いたします。エポックごとの地形の変遷などを図解したものを展開しながらの解説を充実させると、より多くの市民の興味や関心を引きやすいと思います。ご提示をお願いします。
要望 15	伊場遺跡について、その範囲図などが見当たりません。現地には、環濠の図などもありますが、計画案は想像を膨らませることに役に立つような図解になっておりません。適切な図解による解説に合わせて、如何に伊場遺跡が全国屈指の遺跡だったのか、的確に表記してください。
要望 16	本市の平安時代に関して、藤原北家の赴任者が磐田の国分寺付近よりも浜松の風光を愛し、浜松に拠点を作り活躍したという言い伝えもあるが、天竜川を挟んだ朝廷勢力の攻防、坂上田村麻呂伝説後の磐田への勢力範囲の拡大の物語もルートマップに記してご提示いただきたい。

【市の考え方】 今後の参考

ご意見としていただいたマップや地形の変遷図等については、今後、文化財を保存活用する上で必要な機会を設け、作成・充実させてまいります。

要望 17	縄文海進を前後する天竜川・遠州灘・佐鳴湖沿岸について、地図の提示をお願いします。
------------------	--

【市の考え方】 案の修正

縄文海進の状況を示す地図として、計画案 20 ページに、「図 1-38 海岸線の変化（右図）」を追加します。



要望 18	計画案の記述では、蜆塚遺跡がなぜ国指定の重要遺跡なのかということがイメージしにくいと思います。貝塚が 90m級の環状型もしくは馬蹄型形をしているということについて、記述をしてください。
------------------	--

【市の考え方】 案の修正

蜆塚の貝塚が直径 90mほどの円環状に並んでいることを追加記載しました。
 (修正後 (記載追加) 貝塚は直径 90mほどの円環状に形成されており)

要望 19	蜆塚遺跡を解説する地図が東西南北をゆがめて記載され報告されるのは何故でしょうか。駐車場の看板、入口の看板を含めて、わざわざ東西南北を惑わす方位で地図が描かれています。また、かつての道路が史跡を分断するように放置され、生垣が環状型の遺跡の痕跡を隠匿するかのよう配置しているのは何故でしょうか。
------------------	---

【市の考え方】今後の参考

ご意見の通り、蜷塚遺跡の平面図は、正確な南北方位に揃えていない場合が多くみられます。これは、蜷塚遺跡の北側を通る道路を基準にしたものとみられ、1960年代の発掘調査報告書から続いています。発掘調査で用いる基準線も必ずしも東西南北の正方位を意識したものではありません。現在、北を上にする地形図についても作成していますので、適宜、今後の整備事業の中で反映させてまいります。また、史跡を分断する道路や生垣についても、その取扱いを今後作成の蜷塚遺跡保存活用計画で検討してまいります。

要望 20	蜷塚遺跡と佐鳴湖の関係の記述において、何故わざわざ佐鳴湖を「小さいながら」と謳っているのでしょうか。佐鳴湖あつての蜷塚遺跡、蜷塚遺跡あつての佐鳴湖です。また、地政学や風水学的な見地等から、蜷塚遺跡と佐鳴湖を検証し、佐鳴湖と蜷塚遺跡を一体とした文化財エリアに指定してください。
------------------	---

【市の考え方】案の修正

計画案 20 ページ下から 2 行目「小さいながら」の記載は削除します。

(修正前 蜷塚遺跡は、小さいながら佐鳴湖という湖によって、縄文時代の貝塚周辺の水辺の環境が現存する、貴重な事例となっている。)

(修正後 蜷塚遺跡は、佐鳴湖という湖によって、縄文時代の貝塚周辺の水辺の環境が現存する、貴重な事例となっている。)

要望 21	糸魚川エリアの黒曜石から魚介類まで、蜷塚遺跡は単に佐鳴湖周辺だけでなく、全国広域での交流があったとされています。蜷塚遺跡が国指定であることを過小評価する記載は改めて、全国区の有数の史跡である誇りを感じさせる記載に改めてください。
提案 3	私は浜松市の文化財の研究とともに、佐鳴湖の水源のひとつにある三社神社と万葉歌碑のもと、その時代を想像できる環境の保全活動をしてきた。浜松の中心部からそう離れていないところに史跡と自然が残されている。かつてあった「当たり前」の環境を後世に残せたらと考える。

【市の考え方】盛り込み済

蜷塚遺跡の重要性は、計画案の中でも示しています。(計画案 20 ページ「東海地方を代表する環状貝塚」、「縄文時代の貝塚周辺の水辺の環境が現存する、貴重な事例」など)

要望 22	弥生時代から奈良時代にかけて伊場遺跡が全国でも重要な遺跡であることを明記してください。また、JR誘致と裁判についての記録もトピックスとして残してください。
------------------	---

【市の考え方】案の修正

伊場遺跡は、弥生時代後期の東海地方を代表する拠点集落であり、その重要性は看過できません。伊場遺跡に関する記述を改めます。

(修正前 弥生時代後期の伊場遺跡の集落が三重の環濠をめぐらしたように、周辺の集団との抗争など、全国的な緊張関係も指摘される。)

(修正後 特に、弥生時代後期の伊場遺跡の集落は三重の環濠をめぐらしており、全国的な集団間の緊張関係を反映した東海地方を代表する拠点集落として注目できる。)

提案 4	銅鐸の記述において、「東海地方の集団と近畿地方の集団の双方に深い関係を持っていた」とされていますが、少なくとも「勢力があった」と記載しては如何でしょうか。各集団と関係があるだけでは、当地にこれほどの銅鐸が集まることはないと考えます。遠州地方には何か独特の力の源があって多くの方々がここに結集し全国に旅立っていったのではないかと考えます。
-----------------	--

【市の考え方】案の修正

本市の弥生時代の集団は、独自の勢力を持っていたことを明記します。

(修正前 本市域に居住した弥生時代の集団は、三遠式銅鐸を製作した東海地方西部(愛知県西部)の集団と近畿式銅鐸を製作した近畿地方の集団の双方に深い関係を持っていたとみられる。)

(修正後 本市域に居住した弥生時代の集団は、三遠式銅鐸を製作した東海地方西部(愛知県西部)の集団と近畿式銅鐸を製作した近畿地方の集団の双方に深い関係があり、独自の勢力を持っていたことがうかがえる。)

要望 23	奈良時代をはじめ、創建された寺院の経歴とマップについて、時代ごとに分かりやすく記載し、かつ一覧にして提示してほしい。歴史を学びながら地元巡りも楽しくなります。
------------------	---

【市の考え方】盛り込み済

主要な社寺の一覧や解説、分布図については、計画案(資料編)の8~9ページ<式内社>、22~35ページ<有形文化財建造物><有形文化財美術工芸品>、97~103ページ<文化財に関する主な社寺>等に示しています。

要望 24	万葉歌碑の顕彰と保全を施策の柱に取り入れてください。万葉歌碑は日本の宝です。浜松の歌碑を大事に顕彰し、歌碑周りの植樹や空間整備を提唱し、ポケットパークのようにインスタ映えする景観作りを取り入れると、素晴らしい名勝にもなることでしょう。
------------------	---

【市の考え方】案の修正

万葉集に本市ゆかりの歌があることは歴史・文化の特徴といえますので、関連した文章を追加します。なお、本市では『令和版はままつ万葉集歌碑・故地マップ』を作成し、万葉の森公園を中心に万葉文化や万葉歌碑の顕彰に努めています。

(修正後(記載追加) 万葉集と浜松 奈良時代に編さんされた『万葉集』は我が国最古の歌集である。この中では、本市が属する遠江国を、都から離れた東国に位置付けていた。本歌集には、東国の歌「東歌」や東国出身の兵士による「防人歌」など、地名や人名から本市ゆかりとみられる歌が11首おさめられており、市内各地に歌碑が建てられている。)

要望 25	本市の平安時代に関して、坂上田村麻呂伝説が挙げられます。有玉神社の伝説は時折聞かれますが、そうした伝承がどのようになっているのか、楽しく分かりやすい読み物が見当たりません。
------------------	--

【市の考え方】盛り込み済

坂上田村麻呂については、計画案（資料編）15 ページ<ゆかりの人物>において紹介しています。なお、坂上田村麻呂が京から蝦夷征討に出向いた際に当地を経由したことは確実とみられますが、その経路を示す史料がなく、明確なルートを示すことは困難です。

要望 26	鎌倉時代の記載に関して、蒲神明宮の版図を図解しながら、蒲氏と藤原氏、源範頼の伝承を手繰り寄せて、令和4年の大河ドラマに際しては、地元を上げて源範頼をまつりあげるような勉強会を充実させてほしい。
------------------	--

【市の考え方】盛り込み済

蒲神明宮を中心とする荘園、蒲御厨の範囲については、計画案 25 ページ<図 1-49 浜松南部の荘園の分布>にお示ししています。また、源範頼については、計画案 25 ページの他、計画案（資料編）16 ページの「ゆかりの人物」にも取り上げています。

要望 27	蒲神明宮ならびに蒲氏当主の保管する資料の顕彰による、時代の掘り起こしと街づくり活動への支援をお願いしたい。市のスタッフも現場に積極的に入り、どうしたら良い方向に向かうのか、またどんな問題が山積しているのか、つぶさに確認してほしい。
------------------	---

【市の考え方】今後の参考

蒲神明宮や蒲御厨については、本市の歴史・文化を探る上での重要な素材として注目しています。現在、策定作業中の『浜松市歴史的風致維持向上計画』において現地取材を重ねており、同計画の中で詳細に取り上げる予定です。

要望 28	南北朝時代の記載に関して、宗良親王の資料整備を要望します。例えば、中区鹿谷町の三社神社でのエピソードなど、南北朝時代も浜松の歴史が如何に面白いか資料を編集してほしい。
------------------	---

【市の考え方】今後の参考

南北朝の動乱期における本市内での動向は、本市の歴史・文化の大きな特徴と捉えています。計画案では市内の城跡群を、重点的に事業を進める「関連文化財群」に位置付けています。南北朝期に用いられた城跡の多くは戦国時代に改修されたものが多く、城跡の本質的な価値の探求には両時代にまたがる考察が必須であると考えます。この他、本市には南北朝の動乱ゆかりの地が多くあることから、相互の資源を関連付けるストーリー化は、今後、検討を進めていくべき課題と捉えています。

要望 29	15世紀末の浜名湖今切口の形成について、浜名湖の南側に限らず、奥浜名湖や佐鳴湖周辺の生態系を大きく変えたことを示して欲しい。
------------------	--

【市の考え方】案の修正

今切口の形成について、生態系の変化に関わる記述を追加します。

(修正後(記載追加) 海水が流入した浜名湖や佐鳴湖の生態系も大きく変化するとみられる。)

要望 30	秋葉信仰における浜松秋葉神社(中区)を、きっちりと位置づけされたい。
要望 31	秋葉信仰の振興と活用が弱いのは残念である。秋葉信仰における東京秋葉原との関連付けが必要。浜松のさらなるプロモーションに向けて秋葉信仰を活用して欲しい。

【市の考え方】盛り込み済

計画案では、関連文化財群に「秋葉信仰」(計画案 132~135 ページ)を取り上げています。秋葉信仰に関する文化財に関しては、今後、重点的に保存・活用事業に取り組んでまいります。

要望 32	計画案 33 ページの記述に、浜名湖から新川堀留川を利用して浜松城下にいたる水運について記載し、まちづくりへの活用を図られたい。
------------------	--

【市の考え方】盛り込み済

浜名湖から堀留運河を経て浜松中心市街地に至る水運ルート(完成は明治4年)については、計画案 38 ページ<産業の発達>の項目で触れています。また、文化財としての活用に関しては、文化財保存活用区域「浜松中心区域」(計画案 138~141 ページ)に構成文化財として取り上げています。

提案 5	計画案 35 ページにある賀茂真淵の記述が大変弱く、残念である。記述の改めを望む。
-----------------	---

【市の考え方】案の修正

計画案 35 ページにある賀茂真淵に関する記述を改めます。

(修正前 国学は、契沖に始まり、荷田春満や浜松藩領出身の賀茂真淵を経て、本居宣長により大成された。)

(修正後 荷田春満に学んだ浜松藩領出身の賀茂真淵は、日本の古代思想を追求した。)

(修正前 真淵の弟子としては本居宣長が有名であるが、本市域には・・・)

(修正後 真淵の弟子としては松阪での一夜の機縁を得た本居宣長が有名であるが、本市域には・・・)

要望 33	計画案 40 ページの東海道線と鉄道院工場の記述に関して、工場の地元誘致のことだけを記述するのは不十分である。伊場遺跡の史跡の占有や譲渡、裁判の歴史も併記すべきだ。
------------------	--

【市の考え方】案の修正

伊場遺跡の保存問題については、計画案 72 ページ(3)文化財の保存、継承、

修理、整備に関する現状と課題〈記念物の維持管理と整備〉の中で触れるよう追加記載します。

(修正後(記載追加) なお、本市では、都市開発事業により静岡県指定史跡伊場遺跡の指定が昭和48年(1973年)に解除され、指定解除の処分取消しを求める行政訴訟が提起されるといった、文化財保護上の課題を抱えていた。現在、伊場遺跡は未指定ながら遺跡公園として整備されているものの、施設の老朽化が進んでいる。出土品についても、周辺地域で進んでいる発掘調査成果を含めた総合的な評価が不十分である。)

また、現状と課題を受けての取組については、計画案 89 ページ〈記念物の維持管理と整備〉の中へ追加記載します。

(修正後(記載追加) なお、伊場遺跡に関しては、遺跡公園の再整備事業を進めるほか、出土品についても周辺地域で進んでいる発掘調査の成果を含めた総合的な評価を行う。)

提案 6	昭和時代戦後期における佐久間ダムの記載に関して、佐久間ダムの恩恵はこれを数値化して示し、平成期の遠州灘中田島砂丘の海岸侵食につながって行くと言うことまで記載をするべきであろう。
-------------	--

【市の考え方】 今後の参考

佐久間ダムの建設がもたらした様々な変化については、文化財の保存・活用に関する事業を進める中で、今後、認識を深めてまいります。

第2章 浜松市の文化財の概要と特徴 (14件)

1 浜松市の文化財の概要 (9件)

提案 7	計画案 45 ページ以降の記述は分かりにくい。市内の中学生が一言で語れるような作表ができないものだろうか。また積算と共に全国比較の数値も乗せるとわかりやすいだろう。人口比較ならば全国 1 億 2000 万人ぶんの 80 万人、あるいは政令市比較でも良いだろう。積算と比較その両方からの作表を併記して欲しい。
-------------	---

【市の考え方】 案の修正

指定都市ごとの指定文化財比較表を新たに作成し、掲載します。
(修正後(記載に表を追加))

表 2-1 政令指定都市における指定文化財数比較

都市名	札幌	仙台	さいたま	千葉	川崎	横浜	相模原	新潟	静岡	浜松	名古屋	京都	大阪	堺	神戸	岡山	広島	北九州	福岡	熊本
国指定	17	38	10	9	16	87	10	19	38	29	114	2225	324	37	150	84	24	10	89	36
道府県指定	4	78	76	29	27	78	17	40	91	80	109	211	82	35	45	108	35	50	106	89
市指定	12	115	445	50	112	161	60	261	138	326	124	434	247	47	116	120	100	78	223	108
合計	33	231	531	88	155	326	87	320	267	435	347	2870	653	119	311	312	159	138	418	233

平成30年7月現在(岡山市は令和3年1月1日現在、浜松市は令和2年6月現在)

質問 2	浜松市の文化財の中で、いちばん注目すべき文化財は何ですか。 (同様の意見 他1件)
-----------------	--

【市の考え方】 その他

それぞれの皆さまの興味関心によって注目すべき文化財は異なると思われるため、文化財課としては、注目すべきものを特定していません。

本市には、建造物や彫刻などの有形文化財、古墳や城跡などの史跡、おくないやひよんどりなどの無形民俗文化財など様々な文化財があり、その中には国指定を受けたものも多くあります。

質問 3	指定・登録・認定文化財について、指定を受けた場合は国・県などから事業運営に関する補助は出るのでしょうか。それとも、それぞれ管理しているところがお金を出し、維持していくのでしょうか。 (同様の意見 他2件)
質問 4	文化財が国の指定になると、どうなるのでしょうか。

【市の考え方】 その他

指定文化財については、現状を維持するもの、かつての状態に復旧させるもの、価値を高めるもの等に対して、国・県・市のそれぞれに補助制度があり、その制度に見合った支援を行います。

また、指定文化財になった場合、文化財としての価値そのものを今後も維持していくため制約が強くなります。具体的には、有形文化財については所有者が自由に色や形を変更するなどの改修ができなくなり、修理に係る手続きや修理過程も記録しながら進めていくこととなります。

一方、国登録文化財には指定文化財のような補助制度はありませんが、補修などが生じる場合には、国との協議・調整を進めながら対応を検討してまいります。

なお、市認定文化財については補助制度がないため、管理される皆さままでご負担いただくこととなります。

要望 34	浜松地域遺産認定制度への認定は、身近な文化資源を発掘し、広く知ってもらえることができると思います。認定された場合のメリットなど、制度周知が不十分であると感じています。 制度発足からまだ3～4年であり、発展途上であると認識しています。観光・シティプロモーション課などとも協力し、観光資源として活用されることを期待します。
------------------	--

【市の考え方】 その他

平成28年度から運用している本制度の周知は、毎年の募集期間に合わせ「広報はままつ」へ掲載するほか、認定された際には新聞記事にも取り上げていただいています。また、浜松市地域遺産センター（北区）では、企画展「はままつ文化財速報展〇〇」（※〇〇はその年の西暦）として認定文化財を紹介する写真パネル展を実施しています。これまでの4年間で、認定件数は308件を数えます。

認定文化財は、指定文化財のように「今ある姿を変えてはいけない」とする規制を設定していないため、補助金制度はありませんが、認定により各素材や資源のブランド力が向上するメリットがあります。ブランド力活用の一例としては、現地の設置看板への「浜松市認定文化財」の表記や、認定文化財を対象としたフォトコンテストの開催などがあります。

質問 5	市町村合併のたびに文化財保護のレベルが下がっているように感じます。政令指定都市となり対象文化財が格段に増えましたが、合併を繰り返す中で取りこぼされてしまった文化財がどれだけあるのか、という思いがあります。行政区再編を控える中で、行政としてどのような認識でいますか。
-----------------	--

【市の考え方】 その他

本市の指定文化財は、令和2年4月1日現在、国・県・市を合わせて434件あり、これは、平成17年の市町村合併後に旧市町村から引き継がれた文化財の累積件数です。本市としては、指定文化財が末永く保存されるとともに、市民の皆さまに、より知ってもらい、活用していただくため、今後も、文化財課と各区の文化財担当課が連携し、保存活用に努めてまいります。

2 浜松市の文化財の特徴（5件）

提案 8	計画案48ページの蜷塚遺跡に関する記述が弱い。蜷塚遺跡は全国有数の環状貝塚だ。蜷塚遺跡は東海地方でも有数の規模を持つだけでなく、全国の素晴らしい出来であるという認識を浜松市の学芸員は持っていないのだろうか。
-----------------	---

【市の考え方】 盛り込み済

計画案の当該箇所は、市内文化財の概要を伝える箇所であり、重複した記述を避け、簡潔な内容にとどめています。なお、博物館に関わる今後の取組・事業については、計画案101～103ページに記載しています。この中で、博物館の体制整備についても触れています。

要望 35	計画案49ページの伊場遺跡の記述がこんなに貧弱なのはなぜだろうか。伊場遺跡は飛鳥奈良時代からではなく弥生時代からの確固たる地位があったのではないだろうか。もちろん銅鐸は浜松の宝である。しかし弥生時代の評価がされないのは何故ですか。
------------------	---

【市の考え方】 その他

計画案の当該箇所は、市内文化財の概要を伝える箇所であり、特に国や県の指定文化財を中心に記載しています。伊場遺跡の現地や弥生時代関連遺物は現状では未指定であり、概要を伝える本欄では触れていません。ただし、その重要性は十分、認識しており、計画案にも伊場遺跡に関する具体的な取組について示しています（計画案138～141ページなど）。

要望 36	計画案 52 ページの国学に関する記述を改めて欲しい。賀茂真淵は国学の中継ぎ者じゃない。国学隆興の中心人物である。なんとも郷土愛も地元への誇りも感じないような記述は改めて欲しい。
------------------	---

【市の考え方】案の修正

当該箇所は、文化財の概要を示す内容ですので、簡潔な記載とする方針とします。ご意見を受けて、本居宣長の記述を削除します。

(修正前 国学の大成者とされる本居宣長の師として、当地出身の賀茂真淵が知られ、その弟子には内山真龍がいる。)

(修正後 当地出身の国学者として賀茂真淵が知られ、その弟子には内山真龍がいる。)

要望 37	佐久間地域の文化財として「佐久間の林業と山村生活の用具」などが示されており、地域で暮らしていく子供たちに残していきたいものです。計画案の後半には、文化財の保存活用に関する課題が記載されていますが、佐久間地域の文化財についても保存をお願いしたいです。 (同様の意見 他 1 件)
------------------	---

【市の考え方】今後の参考

「佐久間の林業と山村生活の用具」は静岡県指定文化財であり、かつては資料館に展示していましたが、現在は非公開施設で収蔵しています。本資料は浜松市博物館が所管しておりますが、今後、蜷塚遺跡や博物館の分館を含めた保存活用の方策を定める計画作成の中で、併せて検討してまいります。

第 3 章 浜松市の歴史文化の特徴（1 件）

1 日本列島を二分する地質（1 件）

提案 9	計画案 55 ページ、中央構造線について。中央構造線の内帯については「領家帯」として説明しているが、外帯については「三波川帯」という名称を加えたほうがよい。
-----------------	--

【市の考え方】案の修正

計画案 55 ページの中で、中央構造線の外帯に関わり、三波川帯の名称を追加します。

(修正前 本市域の大半は中央構造線よりも東（南）で、西南日本の外帯にあたるが・・・)

(修正後 本市域の大半は中央構造線よりも東（南）で、三波川帯等を含む西南日本の外帯にあたるが・・・)

第 4 章 文化財の保存活用に関する方針（14 件）

1 文化財の把握状況（2 件）

質問 6	南区の五島地区には、ジェームズ・ペイトン号という、イギリスの難破船を救ったお礼にグラスをいただいたという話があります。歴史的な話も含めて文化財となりますか。
-----------------	--

【市の考え方】 今後の参考

ジェームズ・ペイトン号遭難事件関係資料についての件と認識します。

明治8年から明治9年までのイギリス商船ジェームズ・ペイトン号の遭難事件に関わる、当時の福島村（現・南区福島町）村民を中心とする人々の救援と、イギリス政府からの謝辞や贈り物などのてん末の分かる資料については、令和3年2月の浜松市文化財保護審議会での浜松市指定有形文化財（歴史資料）に指定すべき旨の答申が出されました。今後は、これらの歴史的経緯を踏まえた保存活用を図ってまいります。

要望 38	計画案 67 ページ、表 4-1 既存の文化財調査報告について。デジタルアーカイブとして公表されているものについて明記してください。また、編集者・執筆者により記載内容のレベルが異なり、しばしば無味乾燥なものになりがちなので、編集者・執筆者名も明記のうえ、報告書は執筆者別に複数本を並列させて市民に評価させる方式にしたほうが良いと考えます。
------------------	---

【市の考え方】 案の修正

表 4-1 の備考欄にデジタルアーカイブとして公表されているものを示すため、以下の注釈を追加記載します。なお、発掘調査報告書など、学術的な性格が強い書籍については、文責者を明記しています。

（修正後（記載追加） 本市の主要な埋蔵文化財発掘調査報告書については、奈良文化財研究所所管の「全国遺跡報告総覧」においてデジタル配信されている。また、「わが町文化誌」「合併以前市町村史」については、浜松市立中央図書館所管の「浜松市文化遺産デジタルアーカイブ」において閲覧可能である。）

2 文化財の保存活用に関する現状と課題（10件）

要望 39	計画案 67 ページあたりから文化財について「評価が進んでいない」「希薄である」「不十分である」などの言葉が並んでいて驚きました。本計画の終期である 10 年経ったら、文化財の看板が何も分からなくなってしまうのではないかと、代替わりしたら処分されてしまうものも多いのではないかと危惧します。「良いものは残そう」という、住民意識を高めるような活動をぜひお願いしたいです。
質問 7	文化財保存活用に関する課題が記載されていますが、課題が山積していて、文化政策が後手に回っているようです。

【市の考え方】 今後の参考

本計画は、文化庁との協議により作成を進めており、その中で、現状と課題については問題箇所を洗い出しする旨の指示が出ているため、ネガティブな表記となっています。現状や課題を踏まえた中で今後 10 年間の計画を策定し、「今後どのように取り組んでいくのか」という仕立ての作りをしています。

未指定を含む地域の文化財に係る取組のひとつとして、文化財保存活用区域（第5章を参照）を設定し、ストーリー立てする方法があります。市民の皆さまに興味を持っていただける情報を発信し、地域振興や観光振興とも連携して取り上げていくことで、文化財を地域で見守り盛り上げていく機運の高まりにつながると考えます。

質問 8	天竜区内には、地域の伝統芸能などを継承する地域団体が多くあります。こうした団体が情報交換できるような「横のつながり」があることで、継承不足などの課題を解決するヒントが得られると考えます。現在、そのような組織はありますか。
-----------------	--

【市の考え方】盛り込み済

伝統芸能に携わる地域団体のための組織として「浜松市無形民俗文化財保護団体連絡会」があります。連絡会は、本市内の民俗芸能に関わる21団体が加盟し、団体の保存や活用に関する取組・課題などの情報を共有し、今後の問題解決に向けた話し合いを行ったり、活動内容を紹介する会誌を発行し地域に情報提供したりしています。

文化財課では連絡会の運営に協力し、会誌発行などを支援しています。

要望 40	全国各地で沸き起こる歴史ブーム、進められる村おこし街おこし、シティプロモーション。それに比べてなぜ浜松では郷土の歴史に愛着を感じ、誇りを抱き、まちづくりに積極的に活用とする気運が湧かないのか。その根源的な理由をきちんと調査分析し総括をして、対策を立て、人材を育成して、ふんだんに予算を投入してほしい。 また多くの学芸員が熱い情熱を持っているにも関わらず、その表現が大変謙虚で控えめになってしまうのにはどのような原因があるのか、どのような対策や対応を取るべきなのかということも合わせて記載してほしい。
提案 10	市職員の人材育成について、今回、文化財についてのまとまった情報と問題点を整理されたことが、何より有意義だったと思う。浜松の文化財活用に最も不足しているのは、予算と人材不足である。
質問 9	職員に文化財専門職の人がいないようですが、人材育成についてどのように考えていますか。 (同様の意見 他1件)

【市の考え方】盛り込み済

職員の人材育成については、計画案84ページ〈調査研究機能の強化〉 計画案97ページ〈市職員の人材育成〉などの項目において、方針を示しています。

要望 41	生物多様性などの自然遺産についても、もっと文化財として重視していただきたい。自然史博物館機能をどこかに整備してほしい。 また、浜松には淡水魚のヤリタナゴ、カワバタモロコなどの生息地があったが、保全活動の支援がほとんどないのでお願いしたい。
------------------	--

【市の考え方】今後の参考

自然遺産については、天然記念物の指定制度を活用し、今後も保護を図ってまい

ります。市域の希少種については、「生物多様性はままつ戦略」に基づき、市民・事業者等と連携して保全活動を推進してまいります。なお、環境施策に係る問題については、環境関係部局と連携して、検討を深めてまいります。

【参考】

ヤリタナゴについては、事業者のビオトープにおいて飼育され、地域での保全活動が実施されています。

提案 11	地域で支える人材・団体の取組が十分とはいえないし、興味があっても市民の組織化ができていないのが現状である。そこで「広報はままつ」にシリーズで計画的かつ継続的に文化財の紹介を行ってはどうか。
--------------	--

【市の考え方】盛り込み済

広報紙の活用については、計画案 97 ページ<情報発信>の項目中に「情報発信については、ポスター、チラシ、広報紙といった紙媒体のほか、スマートフォン、タブレット端末の利用も意識し・・・」と明記しています。

提案 12	毎年4月に開催する「浜松市自治会連合会総会」にて、自治会に歴史・文化担当を兼ねた役員配置を依頼し、自治会役員が常時、文化財の見守り、活用、発掘にも目を向けてもらうようにする。 シニアクラブにも同様の依頼を行い、地元文化財に関心を持ってもらう。 ※末尾にアンケート設問例あり
--------------	--

【市の考え方】盛り込み済

計画案 94 ページ<文化財の関係者等>の項目において、「市は、文化財の所有者や保存団体、文化財に関係する市民や市民団体、研究機関、学校、NPO、企業等に対して、保存活用に関する働きかけを積極的に行う」と明記しています。いただいたアンケート案なども参考にしていきたいと考えます。

4 文化財の保存活用に関する方針（2件）

提案 13	P82 方針 4 協働創造の充実について、市が主体の記載となっている。「本市の文化財に関わる個人や団体等から意見や情報を広く集める」べきではないか。また、「市民協働で築く」と謳うのであれば、無形民俗文化財以外の文化財に関連する個人や団体のネットワーク化についても取り組むべきではないか。
提案 14	行政だけでなく、市民や市民団体などが有意義な活動をしている。これに対して浜松市教育委員会は、中身よりも体裁を重視した後援名義使用の手続きを求める。また、浜松市立図書館は、浜松市の後援や主催が付いていない行事の宣伝に協力してくれない場合がある。文化財活用の際に中身を真摯に評価し、行政が市民と連携するべきである。

【市の考え方】案の修正

計画案 82 ページ<方針 4 協働創造の充実>の項目の文章を改変し、市民協働の方策を示します。また、無形民俗文化財以外の分野においても、団体等のネットワーク化を目指す方針とします。

(修正前 交流を全市的に支援する。中でも無形民俗文化財の次世代継承に関しては、担い手育成の対象を広域に捉え、学校や地域、文化財関連団体等との協力を深め、地域総がかりの取組を目指す。また、研究者や研究機関をはじめ、学校、地域住民、市民団体、NPO、企業等、本市の文化財に関わる個人や団体等の情報を広く集め、それぞれとの協働の可能性を探るとともに、相互の連携を促進し、文化財保護活用に係る取組の活性化を図る。)

(修正後 交流を全市的に支援する。また、研究者や研究機関をはじめ、学校、地域住民、市民団体、NPO、企業等、本市の文化財に関わる個人や団体等から意見・情報を広く集め、それぞれとの協働の可能性を探るとともに、相互の連携を促進し、文化財保存活用に係る取組の活性化を図る。中でも無形民俗文化財の次世代継承に関しては、担い手育成の対象を広域に捉え、学校や地域、文化財関連団体等との協力を深め、地域総がかりの取組を目指す。)

第5章 文化財の保存活用に関する取組と事業 (38件)

2 文化財の保存活用に関する取組 (38件)

質問 10	企業の社会的責任(CSR)が求められている時代です。行政として、企業の文化活動について支援するものがありますか。
------------------	--

【市の考え方】盛り込み済

本計画は、文化財の保存活用を活性化させることを目的に作成しているため、企業の皆さまにも文化財の保存活用に関する活動に加わっていただくことを期待します(計画案95ページ)。

一例として、企業が自らの社員を文化財の保存活用事業に参加・派遣することを積極的に後押しする制度を模索したり、文化財の保存活用に協力していただける企業があれば、祭礼や文化財を紹介するポスターやチラシに協賛して掲載したりすることなどが可能かと考えます。

提案 15	文化財調査について、文化財が眠っていると思われるところで、地元で何らかの事情で調査できない所は、文化財課で「風穴」を空けてはどうか。
------------------	--

【市の考え方】盛り込み済

計画案85ページ<表5-3優先的に調査を予定する事業>において、今後進めべき調査案件を整理しています。

要望 42	認定文化財について、別冊(参考資料)の資料編に「地域遺産一覧」があるが、実際に行こうとしても地区までの記載だけ(番地の記載なし)で現地に行けない。せめてガイドブック的なものを発行していただきたい。
------------------	--

【市の考え方】盛り込み済

市の認定文化財についての位置情報をお示しすることは検討課題だと認識して

います。計画案 84 ページに「認定文化財についてもデータベースを構築し、情報を公開する」と明記しています。

要望 43	認定文化財について、どこに問い合わせたらよいか不明なので、問合せ先も記載していただきたい。
------------------	---

【市の考え方】案の修正

認定文化財に限らず、市内の文化財に関する問い合わせ先として、文化財課、博物館、区役所、協働センターなどの窓口の連絡先（電話番号）の一覧表を本編の巻末に加えます。

（修正後（記載追加） 連絡先を新規追加）

要望 44	認定文化財（地域遺産）の保存場所の確保について、発掘した地域遺産の保存場所がない。差し当たり、協働センターの片隅にロッカーの設置をお願いしたい。また、郷土に関する資料の保存場所も必要である。
------------------	---

【市の考え方】今後の参考

市の認定文化財を含め、指定等文化財や関連する資料の保管については、明確な基準を設けていません。基本的には文化財の所有者が保存の責任を負うこととなりますが、所有者が明確でない未指定文化財の取扱いについては、当面の間、個別に対応してまいります。

提案 16	平成から令和にかけての本市の歴史叙述の中に、佐鳴湖の環境回復の取組を入れたらどうだろうか。平成中期に佐鳴湖ではヤマトシジミ再生プロジェクトが始まった。栄光の光とともに負の遺産も明確に書きながら今後の浜松のあり方を模索することが望ましいと考えます。
提案 17	佐鳴湖のヤマトシジミは、昭和 30 年代後半から 40 年代初めまで流域の人々の食卓にあがり、古代から現代までをつなぐ「生き証人」として生息してきた。しかし、高度経済成長に伴い、水質は急激に富栄養化し、ヤマトシジミの生息は困難となり消滅した。人の活動により消滅させたのは私たちの責任であり、かつ復活させる責任をも負っている。
提案 18	ヤマトシジミが生息できない環境は、汚れの指標のCODが現在の約 8.0mg/l に低下しても、水環境が回復したとは評価できない。ヤマトシジミが復活したときに水質が良好になり、豊かな生態系が復活したと評価できる。
提案 19	佐鳴湖の水質浄化対策として下水道の整備など外部負荷の削減をしてきたが、現在は内部負荷（プランクトンの増殖）の要因と抑制が課題であり、対応方針を内部負荷の低減に方向転換する必要がある。しかし、行政は現状維持を基本とし、これまでの対策を継続するにとどまり、前向きな方向性を示してはいない。水質向上計画は「佐鳴湖地域協議会」が担っているが、新 5 か年計画には佐鳴湖の生態系の回復を謳ってあるものの、具体的な施策は示されていない。ヤマトシジミを佐鳴湖のシンボルとし、新たな施策の中に「ヤマトシジミの復活」を位置付け、行政と市民の連携活動として取り組む必要がある。

【市の考え方】 その他

天然記念物に指定されている動植物の育成環境の保護については、計画案 89 ページにおいて示しています。また、佐鳴湖の環境保全については、所管する部署と課題共有を図ってまいります。なお、浜松市は平成 19 年度から平成 24 年度まで、市民団体と協働で佐鳴湖のヤマトシジミ再生に向け取り組みました。現在も市民団体が佐鳴湖地域協議会の助成金を活用し、ヤマトシジミ再生に取り組んでいます。

提 案 20	静岡県が保有している角江遺跡（西区入野町）の出土品は重要なメッセージを持っている。それらも併せて、市内全域の旧石器時代からの遺物と現在に至るこの土地の変遷を目に見える形で表し、これからの百年後、千年後を推測してみるのはどうだろうか。
-----------------------	--

【市の考え方】 盛り込み済

埋蔵文化財については、計画案 89 ページ<埋蔵文化財の保存>の項目で具体的な取組をお示ししています。土地の変遷と未来の様子を推測する試みは、今後の事業展開の中で検討してまいります。

提 案 21	P94. 文化財の関係者等の 3 行目の段落に「歴史・文化財の市民グループと定期的に意見交換の場を持ち、発掘・保存活用に努める」を加える。
提 案 22	地域の歴史・文化財グループ向けの「レベルアップ講座」や文化財マニュアル作成を将来の課題にしてはどうか。また、地区ごとの「歴史・文化財市民グループ会議」を開催し、情報・意見交換の場が必要ではないか。

【市の考え方】 案の修正

計画案 94 ページ<文化財の関係者等>の項目に、ご提案いただいた趣旨の文言を追加します。

（修正後（記載追加） 市は文化財に関係する市民や市民団体と定期的に意見交換の場を持ち、人材の発掘に努める。）

提 案 23	P96. 文化財保護指導員について、養成講座は、単に広報で募集するのではなく、各文化財の市民グループより 1 名以上出席してもらい開催する。
-----------------------	--

【市の考え方】 今後の参考

文化財保護指導員の養成講座の開催手法については、今後、事業を進める中でそのあり方について検討してまいります。

提 案 24	浜松市は合併して大きな市域となったが、文化のくくりと市域は一致しているわけではないので、内容やトピックによっては、市域を超えた柔軟なつながりを考えた連携が重要ではないか。
-----------------------	---

【市の考え方】 案の修正

計画案 97 ページ<活用事業>に広域連携に関わる記載を追加します。

（修正後（記載追加） 活用を図るべき文化財の種類やその内容によっては、都道府県や他市町村との連携を深め、相互に関連を持たせた活用事業を進める。）

提 案 25	<p>P98. 講座等の充実について、市民向け講座では、名の知れた人と地元歴史・文化財を結び付けて行う。例えば、徳川家康と関係する史跡・寺院などの講座などはどうか。(名の知れた人物は、皆の関心が高いため。)</p> <p style="text-align: right;">(同様の意見 他1件)</p>
-----------------------	---

【市の考え方】盛り込み済

市民向け講座については、様々な切り口が想定可能かと認識しています。ご提案いただいたような徳川家康に関する講座として、計画案 131 ページ<徳川家康関連文化財>の項目中に「徳川家康に関する由緒や伝説等については、市民協働の学習会等を組織し、調査研究を進めた上で、観光や産業振興への活用などを視野に入れた情報発信に努める。」と明記しています。

要 望 45	<p>「家康の散歩道」がなぜ太刀洗の池で止まっているのか。散策ルートが佐鳴湖につながっていないことは、どうにも腑に落ちない。</p>
要 望 46	<p>太刀洗の池の保全と復元を望む。駐車場の整備や碑文の移設はあり得ると考えるが、まずもって歴史顕彰碑を仮設安置しながら整備工事を行うというのが地元の歴史を尊重する姿勢ではなかろうか。</p>

【市の考え方】その他

観光施策との関係については、計画案 98 ページに取組を示しています。なお、本市では現在、市内中心部にある徳川家康公ゆかりの地を巡る「家康の散歩道」を展開しています。令和2年度は、家康公浜松城築城 450 年を記念し、新スポットを5か所追加するなどのリニューアルを行いました。コース設定にあたっては、来訪者に、本市における家康公にまつわる歴史を伝えるとともに、街中の周遊観光を促進し、回遊性を高めることをコンセプトとしており、街中を中心としたルートを設定しております。今後も「家康の散歩道」及び「太刀洗の池」の整備については、担当部局と情報を共有し、取扱いについて検討を進めてまいります。

質 問 11	<p>浜松市の文化財や寺社を地図上に示して、市民が見学に行けるような計画はありますか。</p>
要 望 47	<p>宝林寺や初生衣神社(いずれも北区)の関係者のお話などは、なるほどと思うことが多く面白いです。寺社を説明する際には、そういった話を載せてほしいです。</p>
要 望 48	<p>各区でガイドマップが発行されていますが、それを活用して文化財を広報してほしいです。</p>

【市の考え方】今後の参考

冊子やホームページなどの情報を充実させることについては本計画にも既に盛り込んでいますが(計画案 97~99 ページ)、今後の保存活用事業を展開する中で、より活用しやすい情報や地図などの提示を検討してまいります。

要望 49	<p>蜷塚遺跡の情報をはじめ、博物館や図書館には膨大な資料があるにも関わらず、市民はその一部にしかアクセスできません。またアクセスできるデータも迫力に欠け、感動できないように矮小化されているように感じるのは私だけではありません。抜本的な再編集は順次実施するとして、既存の資料やデータについては、早期に情報提供することを望みます。</p>
------------------	--

【市の考え方】盛り込み済

蜷塚遺跡をはじめとする本市の埋蔵文化財に関する情報や、博物館が所蔵する資料については、条件が整うものから順次、デジタルアーカイブ化を進めていきます。（計画案 89 ページ<埋蔵文化財の保存>「発掘調査報告書はインターネット上に電子データを公開するなどして、幅広い活用に努める」、計画案 101 ページ<資料収集の取組>「収蔵資料のデータ化を一段と進め、誰もが使いやすいデジタル配信を行う」）

なお、本市の埋蔵文化財発掘調査報告書については、現在、奈良国立文化財研究所が所管する「全国遺跡報告総覧」に約 100 タイトルが掲載され、デジタル配信の取組を進めています。また、蜷塚遺跡の情報については、浜松市立中央図書館の浜松文化遺産デジタルアーカイブ中に『浜松市史』が掲載されており、インターネット上で閲覧可能です。

質問 12	<p>文化財の調査と保存は重要な課題ではありますが、わかりやすく解説をして情報開示をする手法への言及が欠落していると思います。博物館に収蔵されている資料はもとより、文献資料なども、たいへんさがしにくく、アクセスできない状況ですが、その点についての言及もないのは何故でしょうか。</p>
要望 50	<p>一般向けにネット等での広報活動をしているとのことですが、「浜松市文化財について」を検索したところ内容が少なかったです。あれでは市民にはよく分かりません。</p>
要望 51	<p>インターネット上から文化財情報にアクセスできる仕組みが非常に遅れているのではないのでしょうか。そのことについてはあまり記載がありません。どのように考えているのかそれも整理してここに掲載してください。 (同様の意見 他 1 件)</p>

【市の考え方】盛り込み済

情報公開については計画案 97 ページ<情報発信>の項目においてデジタルアーカイブの構築・公開を目指すことに触れています。また、文化財関係図書の電子版の作成及びインターネット上での公開についても、計画案 98 ページ<文化財関係図書>の項目で触れています。さらに、博物館資料のデジタルアーカイブ化についても、計画案 101 ページ<資料収集の取組>において明記しています。

提案 26	<p>文化財部局と観光部局は車の両輪であり、連携が不可欠である。整合性の面でちょっとどうかと感じたこともある。人事交流を含めて、連携を密にすれば来浜数も増加する。大河ドラマに頼らない。浜松は多くの文化資源を有しており、他市に比べて恵まれている。</p>
------------------	--

【市の考え方】盛り込み済

文化財の保存・活用と観光施策の関係に関わる取組、連携の強化については、計

画案 98 ページ<観光施策との関係>の項目中に示しています。

提 案 27	文化財の活用に関する取組と事業について、浜松の歴史や産業史遺産の活用をぜひお願いしたい。企業ごとに博物館があったり民間の展示もあつたりするが、それらをうまく連携させて活用する知恵を、行政と市民の合同で進めていかないか。
-----------------------	---

【市の考え方】案の修正

資料案 99 ページに産業遺産の活用に関する記述を追加します。

(修正後(記載追加) 産業遺産の活用 本田宗一郎ものづくり伝承館(天竜区)をはじめとした産業関係の展示施設や、企業の博物館・資料室などについては、展示内容の把握に努め、本市の産業遺産の特徴を活かせるような連携手法の構築を検討する。)

質 問 13	地域遺産センターで行われるイベントや展示会などの情報はどこで周知されていますか。
要 望 52	地域遺産センターで多くの方がこの地域を訪れてもらうための周知を行っていただければ、地域の魅力がより良く分かってもらえるのではないでしょうか。行政と団体とで連携し、周知を図っていただきたいです。

【市の考え方】盛り込み済

地域遺産センターでのイベント情報は、チラシ、ポスター、広報はままつで周知しています。また、フェイスブックやツイッターなどのSNSを活用したアプローチも行っています(計画案 100 ページ)。

質 問 14	浜松市博物館とは別に文化財専用の施設を考えているのですか。
質 問 15	文化財を基軸とした体験学習などを実施する計画はありますか。また、団体が主催し、文化財課との協力により実施するような事業はありますか。

【市の考え方】盛り込み済

地域の文化財すべてを1つの施設で展示するということではなく、できるだけ地域で維持し、盛り立てていくことが本計画の趣旨となっています(計画案 80~82 ページ)。

文化財の活用事業については、所有者、管理者又は地域団体など、様々な方が主体になると考えられます。基本的には、文化財の価値を損ねるようなことがなければ、どなたでも体験学習などを実施できます。その一例として、浜松市地域遺産センターではこれまでに、文化財を紹介する見学やシンポジウム、お菓子づくりと文化財をコラボしたイベントなどの、地域団体との連携イベントや文化財課主催のイベントを実施しています(計画案 120~123 ページ)。

質問 16	小学校の頃、遠足で蜷塚遺跡へ行って、遺跡などに興味を持ち詳しく調べた思い出があります。実際に見れば興味を持ち、深く知りたいと感じることにつながると思います。そうした中で、子供たちのために学校の社会科での授業や課外授業などで文化財を学校教育に取り入れている事例はありますか。又は、今後取り入れていく予定はありますか。
------------------	---

【市の考え方】盛り込み済

学校教育への活用の一例としては、博物館での見学対応があります。小学3年及び6年の社会科で歴史学習があり、博物館を見学し、様々な文化財に触れていただくことができます。また、博物館職員が学校へ出向き、学校にしながら博物館のことを学べる「学校移動博物館」の活動も行っています。今後も引き続き取り組んでまいります（計画案 101 ページ）。

要望 53	博物館の展示に関して、展示解説の多言語化を望みます。
要望 54	今後の博物館リニューアル事業に関して、すべての来館者にご所見と提言をいただくような体制を築くことを期待する。

【市の考え方】盛り込み済

博物館の取組と事業については、計画案 101～103 ページに記載しています。

要望 55	令和2年の秋に浜松市博物館で「浜松城展」が開催されたと聞いている。この展示については、インターネットを見てもごくごく平凡な写真や図面があるのみで、現物を見てみたいと興味を引くような広報になっていなかったようである。また、浜松城の石垣がどこから運ばれてきたのかと言ったことなども、一言も触れられていない。歴史を語る職員の資質向上とともに、語り部はボランティア解説員の充実など、対応を考えて欲しい。
要望 56	浜松市民は博物館や美術館にはなかなか行かない。人口当たりの来館者数は少ないように見受けられる。小学校の遠足のような参加促進も良いが、現場の発想や市民の連携がしやすい制度を増やしていただきたい。

【市の考え方】盛り込み済

博物館学芸員の資質向上や広報活動、ボランティアスタッフの充実については、計画案 101～102 ページ<(9) 博物館・資料館等に関する取組と事業>において、今後の措置について触れています。

提案 28	この計画を審議策定した後は、賀茂真淵記念館を中心にして、浜松の歴史を語る「語り部コンテスト」を継続的に展開し、早急に豊富な「浜松のかたりべ人材」の育成に務めて欲しい。
------------------	---

【市の考え方】盛り込み済

計画案では「賀茂真淵記念館」について、本市の博物館ネットワークの中での位置付けを検討しており（計画案 103 ページ）、一層の活動の充実を目指します。

第6章 文化財の総合的な保存活用（21件）

2 関連文化財群（13件）

質問 17	関連文化財群Ⅱ「中・近世から続く祭礼・芸能」に関して。地域の祭礼について、「適切な保存継承を支援するとともに、観光部局とも連携したPRを行う」とありますが、具体的にどのような内容なのでしょう。
------------------	--

【市の考え方】盛り込み済

文化財課の取組としては、祭礼の様子を調査・記録し、動画としてDVDに記録して関係者の皆さまに配付しています。今後は、このような情報をインターネットで公開し、多くの方に視聴していただけるよう検討してまいります。

また、観光部局との連携におけるPRとしては、市ホームページの動画チャンネルの中で祭礼を案内した動画を配信しています（計画案127ページ）。

提案 29	<p>賀久留神社の神幸祭の行列等、伝統文化の保存については、記録の保存と担い手の確保が今後の課題である。できれば記録については浜松市や専門家の協力を得て正確に記録するとともに、すべての記録を集めて市民に公開する記録図書館のような場所を作ることも必要ではないか。</p> <p>わが町でも、昭和30～40年代頃までは1月2日に「田遊び」が行われていたが、現在は残っていない。行われていたことを知っている町民もほとんどいない無形文化財は、一度失われると復活は困難である。このようなことがないように、浜松市の協力をぜひ得たいと思う。</p> <p style="text-align: right;">（同様の意見 他1件）</p>
提案 30	「映像記録は計画的に行う。また、既存のVHSはDVD・Blu-ray化を進める、民俗芸能は〇〇年までに終了する等」の記載を加える。
要望 57	浜北区中瀬地区には、歌舞伎ではないが、お祭りに自作・自演の芝居をするところがある。この活動が長い期間継続していることもご承知いただきたい。

【市の考え方】盛り込み済

計画案127ページ（3）関連文化財群Ⅱ「中・近世から続く祭礼・芸能」④取組と事業＜公開活用＞の項目において、「無形民俗文化財に関する既存の音源・映像資料については、博物館や大学との協力体制を構築し公開手法について研究し、その成果を公開する」、「無形民俗文化財の映像記録や祭礼記録などの作成事業を充実する」と明記しています。

提案 31	「協働センターなどに映像記録を配布し、視聴可能にするるとともに貸出も行う。」という内容を加える。
------------------	--

【市の考え方】盛り込み済

無形民俗文化財の映像記録の公開に関しては、光ディスクなどの作成とともに、インターネットへの配信を考えています。計画案127ページ関連文化財群Ⅱ「中・

近世から続く祭礼・芸能」＜公開活用＞の項目中に「祭礼、行事の動画のWEBコンテンツ化と情報発信に努める」と明記しています。

要望 58	<p>関連文化財群Ⅳ「秋葉信仰」について、「特に重要なものがあれば、必要に応じて文化財指定を進めるなど保存策を講じる」とあるが、常夜灯などが近年取り壊されているのが目立つ。今は特に重要でないかもしれないものも含め、貴重な財産だ。早急に調査する必要があると考える。</p>
------------------	---

【市の考え方】盛り込み済

秋葉信仰に関する文化財については、計画案 132～135 ページに示しているとおり、関連文化財群「秋葉信仰」を設定し、重点的な事業展開を計画していきます。

要望 59	<p>本拠地の静岡県で秋葉信仰に関する本格的な展覧会が開催されていないように思う。長野県や岡崎市では、大規模な展覧会が開催され、それぞれ図録を発行していると聞いている。浜松市でも、ある程度規模の「秋葉展」開催を検討していただきたい。</p>
------------------	--

【市の考え方】案の修正

本格的な「秋葉展」の開催は、本市でも大きな課題であると認識しています。ご指摘をもとに、計画案 135 ページ＜秋葉信仰総合調査＞の項目中に展示に係る文言を追加します。

(修正前 総合的な調査報告書の刊行後は、文化財の新指定を視野に入れ・・・)

(修正後 総合的な調査報告書の刊行後は、展示や講座等を通じてその成果を公開するとともに、文化財の新指定を視野に入れ・・・)

質問 18	<p>秋葉街道について「多くが未整備で、現況の情報収集が不足しており、その価値が市内外に伝えられていない」と指摘しているが、このような課題については「静岡県歴史の道調査報告書 秋葉道 (1983年 静岡県文化財保存協会)」で、保存の提言として詳細にまとめられている。40年前に指摘されている課題について、今までどのような取組を行ってきたのか、又は行ってこなかったのか、についての言及がないのはなぜか。</p>
------------------	--

【市の考え方】案の修正

秋葉街道・秋葉信仰に関する今までの取組について触れる文言を追加します。

(修正前 秋葉神社は全国の秋葉信仰の総本宮として屈指の知名度を誇るが、秋葉信仰全般に関する文化財の調査が不十分であり、適切な保存活用が十分に進められていない。

(修正後 秋葉信仰は全国的にも屈指の知名度を誇るが、昭和58年(1983年)の『静岡県歴史の道調査報告書 秋葉道』刊行以降、個別有形文化財の修理事業や部分的な文化財所在確認調査などにとどまっており、総合的な評価や、適切な保存活用が十分に進められていない。)

提 案 32	<p>関連文化財群Ⅳ「秋葉信仰」③方針について、「秋葉街道の既存調査の内容精査を進め、情報が不明瞭な部分や不足している箇所については、新たな調査によって補足することを検討する」とあるが、既存調査には明らかな間違いなどもある。内容を精査する際には、地元住民の参加が重要だと思う。</p>
-----------------------	--

【市の考え方】案の修正

現地調査については、市民協働などの手法を取り入れることを明記します。

(修正前 情報が不明瞭な部分や不足している箇所については、新たな調査によって補足することを検討する。)

(修正後 情報が不明瞭な部分や不足している箇所については、市民協働などの手法を取り入れた新たな調査によって補足することを検討する。)

提 案 33	<p>関連文化財群Ⅳ「秋葉信仰」④取組と事業「秋葉信仰総合調査」について、常夜灯・鞘堂・石造道標の調査について「その対象を市内全域に広げて実施する」とあるが、本編 134 頁「③方針」の項では、これらについて「できる限りの現状把握に努める」となっている。調査の進め方について温度差があるように思える。</p>
-----------------------	--

【市の考え方】案の修正

計画案 134 ページ<③方針>中の記述にある「できる限り」の文言を削除します。

要 望 60	<p>関連文化財群Ⅳ「秋葉信仰」④取組と事業「秋葉信仰総合調査」について、秋葉信仰の調査や保存については、関わる地区の自治会や関連団体の協力が必要である。そのためにも、この計画についての周知の徹底、情報の共有や発信が極めて重要と考える。これらの点について計画案では触れられていないが、ぜひ検討していただきたい。</p>
-----------------------	---

【市の考え方】案の修正

計画案 135 ページ<秋葉信仰総合調査>の項目に、広く情報を発信して関連団体との協力を図ることを明記します。

(修正前 秋葉神社を含む秋葉山と秋葉街道を中心に、秋葉信仰に関連する文化財群の総合的な調査を行い、報告書を刊行する。)

(修正後 秋葉神社を含む秋葉山と秋葉街道を中心に、広く情報を発信して関連団体との協力を図り、秋葉信仰に関連する文化財群の総合的な調査を行い、報告書を刊行する。)

要 望 61	<p>関連文化財群Ⅳ「秋葉信仰」④取組と事業「秋葉信仰関連ガイドツアー」について、計画案では、文化財の調査保存だけでなく、その積極的な活用が大きなポイントになっているが、その主体が市が行う内容になっている。文化財の保存・活用については地元住民の協力が重要なはずであり、市が決めたものに沿って実施するのでは、関係する自治会や団体のモチベーションが上がらないのではないか。</p>
-----------------------	--

【市の考え方】案の修正

計画案 135 ページ<秋葉信仰関連ガイドツアー>の項目にあるガイドツアーの計画立案や実施について、市民協働もしくは市民主体で進められるような文言に修

正します。

(修正前 作製するガイドブック等をもとに、秋葉街道に関する文化財をつなぐルートの上に向けて、案内看板や・・・)

(修正後 作成するガイドブック等をもとに、市民の意見を取り入れ、案内看板や・・・)

(修正前 ツアーの実施にはNPOと連携し・・・)

(修正後 ガイドツアーは市民が主体的に実施できるもののほか、NPOと連携し・・・)

3 文化財保存活用区域 (6件)

質問 19	文化財の保存は各区が平等に行う事業ではないとは思いますが、重点事業の中に浜北区のものが含まれていません。浜北区に対象となる文化財がないからなのか、又は、他に優先すべき地域があるからなのでしょう。
------------------	---

【市の考え方】盛り込み済

本計画では、国指定の重要文化財建造物もしくは国指定史跡がある地域をとりまとめた「文化財保存活用区域」を設定しています。この基準に照らした区域の設定として浜北区はありませんが、関連文化財群のうち、「古墳」や「秋葉信仰」関連の文化財は浜北区にも多く存在します。また、本編や資料編の中では、浜北区も含め、市内全域の文化財を様々な視点から整理し、紹介しています(計画案 117～153 ページ)。

要望 62	計画案を読み、この取組について素晴らしいと感じた。ぜひ、文化財保存活用区域の現案4か所に「E 秋葉街道地域」を加えていただきたい。
------------------	---

【市の考え方】盛り込み済

市の広域に分布する秋葉信仰関連の文化財は、地域を絞る文化財保存活用区域よりも、範囲を限定しない関連文化財群として把握するほうがよいと考えます。計画案では、132～135 ページに示しているとおおり、関連文化財群Ⅳ「秋葉信仰」を設定しています。

提案 34	蜷塚遺跡は、かつて佐鳴湖がいかに豊かな水辺であったかを教えてくれる。この周辺から、縄文時代早期から後期、弥生時代への転換期の出土品があり、現在に至るまでの推移の変化を感じることができる。
------------------	---

【市の考え方】盛り込み済

佐鳴湖と蜷塚遺跡の関係を重視することについては、計画案 141 ページ(2)文化財保存活用区域 A「浜松中心区域」④取組と事業<蜷塚遺跡・博物館>の項目において、「蜷塚公園の整備にあたっては、近隣の佐鳴湖との関係性に留意する」と明記しています。

要望 63	佐鳴湖東岸には小藪の船着場がある。浜松城の石垣等の素材を荷揚げした小藪地区の場所を浜松市としても顕彰し、歴史的な史跡として保全整備を進めることを求める。
要望 64	佐鳴湖は縄文時代から現代まで様々な生活と歴史が行きかう要所である。佐鳴湖公園「小藪地区の歴史と自然景観と汽水域の生態系」を総合的に構想した計画を策定し、歴史を偲ばせる風合いを取り戻されたい。

【市の考え方】 その他

佐鳴湖を関連する文化財として活用する考え方は、計画案 138～141 ページ、文化財保存活用区域 A「浜松中心区域」において示しています。なお、佐鳴湖の湖岸保全についてのご意見は、関係する部局に伝えてまいります。

質問 20	文化財保存活用区域 C「奥浜名湖区域」について。計画案 149 ページ、井伊氏ゆかりの地について、「市民主体の地域活性化施策を支援する」とありますが、具体的には何ですか。
------------------	---

【市の考え方】 盛り込み済

地域の中で文化財として盛り上げていく事業があれば、文化財課として連携・協力していく考えです。

4 重点的に行う事業(2件)

質問 21	10 年計画で進めていくうえで、既に新型コロナウイルス感染拡大の影響でこの一年が通常どおりにいかなかったと思いますが、財政の確保や進捗対策などを教えてほしいです。
------------------	---

【市の考え方】 今後の参考

新型コロナウイルス感染拡大は今までになかった経験であり、そのような中で今後 10 年間のアクションプランとしての計画を作成しています。例えば建造物の保護修繕など、今後も必要な予算確保に努めていきたいと考えています。

進捗管理については、本計画をもとに進めていく各事業が計画通りに進んでいるかを把握していき、市ホームページなどで適宜、お知らせできるようにしたいと考えます。

要望 65	今回の計画案の重点項目には出てこないが、アカウミガメの保護については市の予算がついており、卵の移植・放流は以前から問題点が指摘されている。この際、文化財保護のカテゴリから外し、環境政策課なり管轄を移して生物多様性の観点から保全する対象に切り替えてほしい。
------------------	---

【市の考え方】 今後の参考

アカウミガメについては、文化財としての保護とともに生物種の保全という観点で、環境関係部局と連携して取り組んでまいります。

その他（9件）

質問 22	この計画案は歴史・経済・民俗などが網羅され、内容が充実していてとても良いと思います。市で印刷し、発行する予定はありますか。
------------------	---

【市の考え方】その他

計画書は少数部を印刷しますが、一般頒布する予定はありません。その代わりに、図書館や協働センターでの閲覧を検討するほか、市ホームページへの掲載を予定しています。

質問 23	この計画は作成後に国へ認定申請することだが、認定を受けるのと受けないのでは、どのような違いがあるのか。
------------------	---

【市の考え方】その他

国への認定申請を行い計画内容が認められれば、本編への掲載事業について補助金が受けられやすくなるなどの優遇措置があります。

要望 66	編集方針と文責者氏名の記載について 計画の制作班を、複数のグループに競わせて、それぞれに史料編纂をさせてはいかがでしょうか。また、单元ごとの文責者の氏名を記載するよう要望します。
------------------	---

【市の考え方】その他

計画書の編集は、文化財保護法が示す要件に従い、文化庁や静岡県の指導をいただきながら進めています。また、市が作成する計画書であることから、文責者は掲載しません。

提案 35	参考資料（別冊）資料編「表 34 指定天然記念物」のリストの中に、市指定天然記念物としてギフチョウとアカウミガメが含まれているが、ギフチョウは静岡県レッドリストの絶滅危惧Ⅱ類であり、アカウミガメは絶滅危惧ⅠAにランクされている。文化財としてよりも、種の保存法や生物多様性基本法に基づく条例や指針等によって保全することがふさわしい。
------------------	---

【市の考え方】その他

天然記念物指定による保護施策と、環境施策による保護施策には理念上の違いがあります。指定天然記念物については、文化財としての保護とともに生物種の保全という観点で、環境保護関連部局と連携して、その保護に努めてまいります。

質問 24	パブリック・コメントでは、どのような形で市民が関わっているのですか。 (同様の意見 他1件)
------------------	---

【市の考え方】その他

本市の制度に従い、市政情報室、区役所、協働センターなどに計画案を一定期間配架したり、市ホームページ上にも公開したりして、広くご意見を募集しています。

また、文化財に関わる関係団体の皆さまには、計画案を作成する段階でヒアリングなどを行い、ご意見をいただいています。

提案 36	これだけの立派な資料ですが、ほとんど市民の皆様は知らないのではないかと残念に思います。少なくとも市民の1%以上の方が意見具申をしない限りはパブリックコメントが不成立だということにしたほうが良いのではないのでしょうか。
提案 37	パブリック・コメントについて、多くの市民が無関心なことに問題を感じる。100%が興味を持つことは不可能だが、どうやったらこのパブリック・コメントを活用していけるのかが大切だ。

【市の考え方】 その他

パブリック・コメント制度は、市が計画や条例などを策定する際に、幅広く意見を求め、参考にできるようにする仕組みではありますが、必ずしも提出された意見に拘束されるものではなく、また、意見の提出件数によって賛否を問うものでもありません。しかし、ご提案のとおり、より多くのご意見をいただきたいと考えていますので、今後も周知に努めてまいります。

提案 38	これだけの冊子は膨大であり、通読するにも労苦がかかります。今風の動画授業にしてパブリック・コメントを問いかけるという手法をとられたらいかがでしょうか。市民啓発にもつながり良いと思います。
----------	---

【市の考え方】 その他

パブリック・コメント制度は、計画や条例の概要だけでなく条文等の言い回しなどについてもご意見をいただくものですので、文書の形での公表が望ましいと考えておりますが、ご意見の方法については今後の参考にさせていただきます。